

所得控除の表

種類	控除額																												
雑損控除	災害、盗難又は横領によって資産に損害を受けた場合、次のいずれか多い金額 (1)(損失の金額-保険等により補てんされた額)-(総所得金額等×1/10) (2)(災害関連支出の金額-保険等により補てんされた額)-5万円																												
医療費控除	次のどちらかを選択 (1)(支払った医療費-保険金等により補てんされた額)-{(総所得金額等×5/100)又は10万円のいずれか低い額} (限度額200万円) (2)(支払った特定一般医薬品等購入費の額-保険金等により補てんされた額)-1万2千円 (限度額8万8千円)																												
社会保険料控除	支払った金額																												
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額																												
生命保険料控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【旧契約】</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般生命保険料 個人年金保険料</td> <td>15,000円超、40,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額× 1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超、70,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額× 1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>控除合計限度額 70,000円</td> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>【新契約】</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料</td> <td>12,000円超、32,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額× 1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超、56,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額× 1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>控除合計限度額 70,000円</td> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>各保険料(一般生命・個人年金)で【旧契約】と【新契約】両方がある場合</td> <td></td> <td>上記の計算式で求めた控除額の合計(限度額28,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払った保険料の金額	控除額	【旧契約】	15,000円以下	支払った保険料の全額	一般生命保険料 個人年金保険料	15,000円超、40,000円以下	支払った保険料の金額× 1/2+7,500円	40,000円超、70,000円以下	支払った保険料の金額× 1/4+17,500円	控除合計限度額 70,000円	70,000円超	35,000円	【新契約】	12,000円以下	支払った保険料の全額	一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料	12,000円超、32,000円以下	支払った保険料の金額× 1/2+6,000円	32,000円超、56,000円以下	支払った保険料の金額× 1/4+14,000円	控除合計限度額 70,000円	56,000円超	28,000円	各保険料(一般生命・個人年金)で【旧契約】と【新契約】両方がある場合		上記の計算式で求めた控除額の合計(限度額28,000円)
	区分	支払った保険料の金額	控除額																										
	【旧契約】	15,000円以下	支払った保険料の全額																										
	一般生命保険料 個人年金保険料	15,000円超、40,000円以下	支払った保険料の金額× 1/2+7,500円																										
		40,000円超、70,000円以下	支払った保険料の金額× 1/4+17,500円																										
		控除合計限度額 70,000円	70,000円超	35,000円																									
	【新契約】	12,000円以下	支払った保険料の全額																										
	一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料	12,000円超、32,000円以下	支払った保険料の金額× 1/2+6,000円																										
		32,000円超、56,000円以下	支払った保険料の金額× 1/4+14,000円																										
		控除合計限度額 70,000円	56,000円超	28,000円																									
各保険料(一般生命・個人年金)で【旧契約】と【新契約】両方がある場合		上記の計算式で求めた控除額の合計(限度額28,000円)																											
※旧契約は平成23年12月31日までに締結した契約																													
※新契約は平成24年1月1日以後に締結した契約																													

地震保険料控除	区分	支払った保険料の金額	控除額	
	地震保険契約		支払った保険料の金額× 1/2(限度額25,000円)	
	長期損害保険契約 <u>平成18年末までの契約に 限る</u>	5,000円以下	支払った保険料の全額	
		5,000円を超える	支払った保険料の金額× 1/2+2,500(限度額10,000 円)	
	各保険料(地震・長期)両方 がある場合		上記の計算式で求めた控 除額の合計(限度額25,000 円)	
※長期損害保険契約は、満期返戻金等があり、保険期間が10年以上の契約				
障害者控除	納税義務者又は控除対象配偶者及び扶養親族が障害者である場合			
		控除額(1人あたり)		
	普通障害者控除	26万円		
	特別障害者控除	30万円		
同居特別障害者控除	53万円			
※障害者控除対象者認定書の発行を受けている方についても、障害者控除の対象となります。				
寡婦控除	夫と死別・離別した後、婚姻をしていない又は夫の生死の明らかでない場合			
	合計所得金額が500万円以下の場合			
		生計を一にする子 を有する場合	子以外の扶養親族 を有する場合	生計を一にする子 も扶養親族もいな い場合
	死別・生死不明	30万円	26万円	26万円
	離別	30万円	26万円	0円
	※生計を一にする子とは、他の納税義務者の控除対象配偶者や扶養親族になっ ておらず、総所得金額等の合計額が38万円以下の者をいいます。			
	合計所得金額が500万円以上の場合			
		生計を一にする子 を有する場合	子以外の扶養親族 を有する場合	生計を一にする子 も扶養親族もいな い場合
	死別・生死不明	26万円	26万円	0円
	離別	26万円	26万円	0円

寡夫控除	妻と死別・離別した後、婚姻をしていない又は妻の生死の明らかでない場合				
	合計所得金額が500万円以下の場合				
		生計を一にする子を有する場合	子以外の扶養親族を有する場合	生計を一にする子も扶養親族もない場合	
	死別・離別・生死不明	26万円	0万円	0万円	
※合計所得金額が500万円以上の場合は、控除対象外です。					
勤労学生控除	控除額				
	納税義務者が学生である場合		26万円		
※合計所得金額が65万円以下であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下である勤労学生					
配偶者控除	納税義務者と生計を一にし、合計所得金額が38万円以下の配偶者を有する場合（事業専従者に該当する場合を除く）				
		納税義務者の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	
	控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	
老人控除対象配偶者(70歳以上)	38万円	26万円	13万円		
※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができません。					
配偶者特別控除	納税義務者と生計を一にし、合計所得金額が38万円超123万円以下の配偶者を有する場合（事業専従者に該当する場合を除く）				
		納税義務者の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	
	配偶者の合計所得金額	38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円
		90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円
		95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
		100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
		105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
		110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下		6万円	4万円	2万円	
120万円超123万円以下		3万円	2万円	1万円	
※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者特別控除の適用を受けることができません。					

扶養控除	納税義務者と生計を一にし、合計所得金額が38万円以下の扶養親族を有する場合 (事業専従者に該当する場合を除く)	
		控除額
	一般扶養控除(16歳以上18歳以下、23歳以上69歳以下)	33万円
	特定扶養控除(19歳以上22歳以下)	45万円
	老人扶養控除(70歳以上)	38万円
	同居老親等扶養控除(70歳以上の直系尊属(両親・祖父母など))	45万円
基礎控除	33万円	

※合計所得金額とは、純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用する前の総所得金額、特別控除前の長(短)期譲渡所得の金額、繰越控除を適用する前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

※控除を受けるためには、申告が必要です。